

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額の記録については、平成16年7月30日は13万3,000円、同年12月16日は9万9,000円、17年8月1日は10万円、同年12月21日は8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月30日
② 平成16年12月16日
③ 平成17年8月1日
④ 平成17年12月21日

私は、A社に勤務し、申立期間において、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成17年12月21日の賞与支払明細書、申立期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持している賞与支払明細書及び全ての申立期間に係る申立人名義の預金取引明細から判断すると、申立事業所から申立人に対し、全ての申立期間に係る賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、前述の預金取引明細等により、平成16年7月30日は13万3,000円、同年12月16日は9万9,000円、17年8月1日は10万円、同年12月21日は8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、全ての申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、厚生年金保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額の記録については、16年12月16日は6万7,000円、17年8月1日は5万7,000円、同年12月21日は5万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月30日
② 平成16年12月16日
③ 平成17年8月1日
④ 平成17年12月21日

私は、A社に勤務し、申立期間において、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、③及び④については、当該期間に係る申立人名義の預金取引明細表及び申立期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持している賞与支払明細書から判断すると、申立事業所から申立人に対し、申立期間②、③及び④に係る賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞

与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②、③及び④に係る標準賞与額については、前述の預金取引明細表等により、平成16年12月16日は6万7,000円、17年8月1日は5万7,000円、同年12月21日は5万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、厚生年金保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、申立人は、入社して間もなかったが、現金で8万円程度の賞与が支給されたと主張しているものの、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した1か月後に同資格を取得した同僚は、「被保険者資格を取得して数か月後に受領した賞与については、現金で数万円程度を寸志として受け、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

また、申立事業所の元代表清算人の代理人は、賃金台帳等の資料は残されていないため、賞与支給額及び厚生年金保険料控除について確認することはできないと回答している。

このほか、申立人が主張する申立期間①に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額の記録については、平成16年7月30日は15万4,000円、同年12月16日は15万6,000円、17年8月1日は16万8,000円、同年12月21日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月30日
② 平成16年12月16日
③ 平成17年8月1日
④ 平成17年12月21日

私は、A社に勤務し、申立期間において、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

全ての申立期間に係る申立人名義の預金取引明細表、B市が保管する申立人の平成16年分及び17年分の給与支払報告書並びにA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持している賞与支払明細書から判断すると、申立事業所から申立人に対し、全ての申立期間に係る賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞

与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、前述の給与支払報告書等により、平成16年7月30日は15万4,000円、同年12月16日は15万6,000円、17年8月1日は16万8,000円、同年12月21日は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、全ての申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、厚生年金保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和44年3月にA社に入社し、47年2月に同社C事業所に異動したが、平成21年5月31日に退職するまで同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人に係る社員プロフィール、同社の回答及び昭和47年2月25日付けのA社発行の社内報から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和47年2月1日にA社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和46年12月の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和47年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和37年3月にA社に入社し、47年2月に同社C事業所に異動したが、平成19年3月31日に退職するまで同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人に係る失業保険被保険者転出届受理通知書、同社の回答及び昭和47年2月25日付けのA社発行の社内報から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和47年2月1日にA社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和46年12月の記録から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和47年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年2月1日に、同社C事業所における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年1月は9万8,000円、同年10月は13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年1月31日から同年2月1日まで
② 昭和47年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和31年10月にA社に入社し、平成10年2月1日に退職するまで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社の回答及びA社発行の社内報から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和47年2月1日にA社本社から同社C事業所に、同年11月1日に同社C事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年1月は、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における46年12月の記録から9万8,000円、47年10月は、申立人の同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における同年10月の標準報酬月額の定時決定の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和 47 年 2 月 1 日及び同年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 1 月 31 日及び同年 10 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同年 1 月 31 日及び同年 10 月 31 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月及び同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成3年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

私は昭和63年10月1日にA社に入社し、平成3年4月1日からは関連会社であるC社に転籍したが、23年12月31日に退職するまで、両社に継続して勤務していた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び申立期間において申立人と同様にA社からC社に転籍した同僚が保管している給与支払明細書から判断すると、申立人が、A社及びその関連会社であるC社に継続して勤務し（平成3年4月1日にA社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係るオンライン記録における平成3年2月の標準報酬月額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料を保管しておらず不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成3年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から3年12月1日まで

私が、A社に勤務していた申立期間については、所持している預金通帳及び平成3年1月から同年10月までの給与明細書によると、オンライン記録の標準報酬月額より高い額の給与が支給されていることが確認できるので、給与支給総額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成2年8月、同年9月及び同年11月から3年9月までの期間については、申立人が提出した預金通帳の写しにより、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成3年1月から同年9月までの期間に係る給与明細書によると、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、平成3年1月から同年10月までの期間に係る給与明細書によると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致、又は下回っていることか

ら、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成2年8月から同年12月までの期間及び3年11月については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではない上、当時の事業主からも回答が得られないことから、当該期間の厚生年金保険に係る届出及び厚生年金保険料の控除額について確認することができず、このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立事業所に係るオンライン記録から、申立人の申立期間における標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した複数の同僚の標準報酬月額と同じ額であることが確認でき、申立人及びその同僚の標準報酬月額が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月頃から23年2月1日まで
② 昭和23年3月1日から24年2月頃まで

A社（現在は、B社）に係る厚生年金保険被保険者期間を年金事務所に照会したところ、被保険者期間は、昭和23年2月1日から同年3月1日までであるとの回答を受けたが、私は、同社に22年4月頃から24年2月頃まで勤務したので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社において勤務していたと申し立てているところ、申立事業所において申立期間①の一部の期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚が、「私は昭和21年頃に入社したが、申立人は私の少し後に入社し、1、2年後に退職した。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①当時、申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立事業所の社会保険の担当課に勤務していた別の同僚は、同事業所では入社と同時に全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない旨の供述をしているところ、前述の申立期間①の一部の期間に係る厚生年金保険被保険者資格の記録が確認できる同僚は、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和22年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B社は、当時の厚生年金保険料の控除に関する資料等は保管していないと回答していることから、事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②については、B社から提出された退職者名簿には、申立人の退職日とみられる「昭和二三. 二. 二九」の記載があるところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録により、申立人が同事業所において、昭和 23 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、当該被保険者記録と退職者名簿の記載内容とは符合する上、B社は、社員名簿（昭和 23 年 8 月 1 日現在）には申立人の名前の記載は無いと回答している。

3 このほか、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。